

## 2 自動車交通公害関係資料

表 2-1 自動車排出ガス規制(平均値)の推移

種別区分	新車	使用過程車
昭和47年度以前における規制	(1) ガソリン・LPG車の一酸化炭素規制 LPG 1.5% (4モード濃度規制) ガソリン車 2.5% (2) ガソリン・LPG車のプローバイガス、蒸発ガス規制 [0 g/テスト] (3) 軽油車のディーゼル黒鉛規制 [ろ紙の汚染度50%]	ガソリン・LPG車(軽自動車を除く。) の一酸化炭素規制 (アイドリング時の一酸化炭素 4.5%) (ただし、昭和47年9月までは 5.5%)
昭和47年12月告示	ガソリン・LPG車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制 ① 軽量車(10モード重量規制) ② 重量車(6モード濃度規制) (ガソリン乗用車の場合) 一酸化炭素 18.4 g/km (10.2%) 炭化水素 2.94 g/km (21.4%) 窒素酸化物 2.18 g/km (29.0%)	軽自動車の一酸化炭素規制 (アイドリング時の一酸化炭素 4.5%)
昭和48年度規制 昭和48年1月告示		ガソリン・LPG車に対する減少装置の取付け等の規制 低減率 ① 点火時期調整 炭化水素 6% 窒素酸化物 18% ② 点火時期制御装置 炭化水素 10% 窒素酸化物 23%
昭和49年度規制 昭和49年5月告示	軽油車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制(6モード濃度規制) 一酸化炭素 790ppm (5%) 炭化水素 510ppm (10%) 窒素酸化物 直噴式 770ppm (20%) 副室式 450ppm (20%)	(1) ガソリン・LPG車(乗用車のみ)の一酸化水素規制 アイドリング時 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,300 ppm (2) 軽油車のディーゼル黒鉛規制 (無負荷急加速時 ろ紙の汚染度50%)
昭和49年度規制 昭和49年1月告示	ガソリン・LPG車(乗用車、軽・中量車、軽自動車の貨物車)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制の強化 (ガソリン乗用車の場合) 一酸化炭素 2.10 g/km (89.8%) 炭化水素 0.25 g/km (93.3%) 窒素酸化物 1.20 g/km (60.9%)	
昭和51年度規制 昭和50年2月告示	ガソリン・LPG車(軽量車)の窒素酸化物規制強化 ① 等価慣性重量1トン以下 (ガソリン乗用車の場合) 0.60 g/km (80.5%) ② 等価慣性重量1トン超過 0.85 g/km (72.5%) 2サイクル車の炭化水素規制強化 4.50 g/km (76.2%)	ガソリン・LPG車(トラック車)の炭化水素規制 アイドリング時 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,300 ppm

種別区分	新車	使用過程車
昭和52年度規制 12月告示	2サイクル車の炭化水素規制強化 0.25 g/km (98.7%) ガソリン・LPG車(重量車)の窒素酸化物規制の強化 1,550ppm (41.0%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 (直噴式 650ppm (32.5%)) (副室式 380ppm (32.4%))	
昭和53年度規制 12月告示	ガソリン・LPG車(乗用車)の窒素酸化物規制強化 (ガソリン常用の場合) 0.25 g/km (91.9%)	
昭和54年規制 1月告示	ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 軽量車 1.00 g/km (67.4%) (中量車 1.20 g/km (60.9%)) 重量車 1,100ppm (58.1%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 (直噴式 540ppm (43.9%)) (副室式 340ppm (39.6%))	
昭和54年規制 8月告示	ガソリン・LPG車(重量車・中量車)の窒素酸化物規制強化 (重量車 0.60 g/km (80.5%)) (中量車 0.90 g/km (70.7%))	
昭和55年規制 9月告示	ガソリン・LPG車(重量車・貨物車)の窒素酸化物規制強化 (重量車 750ppm (71.4%)) (貨物車 0.90 g/km (70.7%)) 軽油車(副室式)の窒素酸化物規制強化 290ppm (48.4%)	
昭和56年規制 8月告示	軽油車(直噴式)の窒素酸化物規制強化 470ppm (51.2%)	
昭和61年規制 10月告示	手動変速機付軽油車(乗用)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物の規制強化 一酸化炭素 2.10 g/km (33%) 炭化水素 0.40 g/km (56%) 窒素酸化物 等価慣性重量 1.25トン超 0.90 g/km (63%) " 1.25トン以下 0.70 g/km (71%)	

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和62年規制 昭和60年9月告示	自動変速機付軽油車（乗用）の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 61年規制と同じ	
昭和63年規制 昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車（軽量車）の窒素酸化物規制強化 一酸化炭素 2.10 g/km (89.8%) 炭化水素 0.25 g/km (93.3%) 窒素酸化物 0.25 g/km (91.9%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 直噴式 中量車 (1.7 ~ 2.5トン) 380ppm(60%) 重量車 (2.5 ~ 3.5トン) 400ppm(58%) 副室式 軽量車 (1.7 トン以下) 0.90 g/km(53%) 中量車 ( 1.7~ 2.5トン) 260ppm(53%)	
平成元年規制 昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車（中・重量車）の窒素酸化物の規制強化 中量車 (1.7 ~ 2.5トン) 0.70 g/km (77.2%) 重量車 (2.5 トン超) 650ppm (75%) 軽油車の窒素酸化物規制強化（大型トラクタークレーン車を除く） 直噴式重量車(3.5トン超) 400ppm (58%) 副室式重量車(2.5トン超) 260ppm (53%)	
平成2年規制 昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車（軽貨物）の窒素酸化物の規制強化 0.50 g/km (84%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 (大型トラクター・クレーン車) 直噴式 大型トラクター・クレーン車 400ppm (58%) 副室式 大型トラクター・クレーン車 260ppm (53%)	
昭和63年規制 昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン以下の乗用車 0.50 g/km (79%)	
平成4年規制 昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン超の乗用車 0.60 g/km (74%)	

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
平成 4 年 規 制 平成 3 年 3 月 告 示	ガソリン車LPG車（重量車）の窒素酸化物規制の強化 5.5 g/kWh (80%)	
平成 5 年 規 制 平成 3 年 3 月 告 示	ディーゼル車（軽・中量車）の窒素酸化物の規制強化 直噴式 軽量車 0.60 g/km (76%) 副室式 中量車 1.30 g/km (74%)	ディーゼル黒鉛の規制強化 〔ろ紙の汚染度〕40% (80%) ディーゼル車（軽・中量車）の粒子状物質の規制 軽量車 0.20 g/km (-%) 中量車 0.25 g/km (-%)
平成 6 年 規 制 平成 3 年 3 月 告 示	ディーゼル車（重量車）の窒素酸化物の規制強化 直噴式 6.0 g/kWh (74%)	ディーゼル黒鉛の規制強化 〔ろ紙の汚染度〕40% (80%) ディーゼル車（重量車）の粒子状物質の規制 乗用車 0.2 g/km (-%) 重量車 0.7 g/kWh (-%)

注：（ ）内の%は、未規制に比べての削減率